

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第6号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に従事するものの報酬の額の特例）

- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員のうち、職種が看護師であって新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）に係る予防接種に従事するものの報酬の額は、第13条第2項及び別表第2の規定にかかわらず、2,500円の範囲内において、任命権者が定める。別表第2手話通訳者の項の次に次のように加える。

訪問支援員	980円
-------	------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。